

議会だより



かわち

第61号 2021.2.15 発行



Contents

- 第4回河内町議会定例会… P2
- 第1回河内町議会臨時会… P3
- 一般質問…………… P4

子育て支援センターおひさま
親子ではっぴーヨガ

令和2年

第4回河内町議会定例会

11月26日から12月3日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告1件、条例制定及び改正等8件、補正予算4件について審議されました。
その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

		審議結果 (賛成:反対)
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河内町一般会計補正予算(第6号))	原案承認 (11:0)
	地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月26日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの	
議案第1号	河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決 (11:0)
	公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を制定するもの	
議案第2号	河内町公有財産審議会条例の制定について	原案可決 (11:0)
	公有財産(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、土地及び建物に限る。)の公正かつ適切な取得、管理及び処分について、町長の諮問に応じて客観的かつ専門的な意見を聴取することを目的とした審議会を設置するもの	
議案第3号	河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決 (11:0)
	廃校になった小中学校の体育館を社会体育施設として設置するにあたり、本条例を制定するもの	
議案第4号	河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第5号	河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	令和2年の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に伴い、特別職の給与を改定するもの	
議案第6号	河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	令和2年の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、関係する3条例の一部を改正するもの	
議案第7号	河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	テニスコートの改修工事が終了したことに伴い使用料を改めるため、本条例の一部を改正するもの	



議案第8号	令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に 72,842 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,020,014 千円とするもの	
議案第9号	令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に 115,677 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,180,494 千円とするもの	
議案第10号	令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に 200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 128,370 千円とするもの	
議案第11号	令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に 11,015 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 347,934 千円とするもの	
議案第12号	サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約について	原案可決 (11:0)
	令和2年11月9日に指名競争入札に付した件について、物品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

第 1 回 河内町議会 臨時会

1月21日に開かれた臨時会において、審議された結果をお知らせします。

審議結果
(賛成:反対)

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河内町一般会計補正予算（第8号）)	原案承認 (9:0)
	歳入歳出の総額から 5,100 千円を追加し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ 6,025,114 千円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月8日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの	
議案第1号	令和2年度河内町一般会計補正予算（第9号）	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額に 19,416 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,044,530 千円とするもの	
議案第2号	財産（認定子ども園建設予定地）の取得について	原案可決 (8:0)
	本件は、認定子ども園建設予定地について、土地売買仮契約を締結したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。



この度の定例会及び臨時会において、新型コロナウイルスに係るPCR検査事業費や予防接種関連費が議決されましたが、まだまだ長期的な取り組みが必要です。

引き続き、町民の皆さまには、感染症対策の徹底に努めていただき、一人ひとり心遣いをもった対応をお願いします。



一般質問

令和2年第4回定例会において、6名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



星野 初英
議員

空き家対策について

議員 現在、何件の空き家があり、どのような状況なのか。今後の対策について伺いたい。

都市整備課長

空き家状況は、平成28年度に河内町空家等対策計画を策定する際のデータで65件が該当、そのうち4件は活用が見込まれる。

令和2年9月末に河内町空家等対策協議会を立ち上げ、意見を伺いながら慎重に対応していく。

議員 定住促進の今後の取り組み方について伺いたい。

企画財政課長

平成28年度にリストアップした空き家も数年経過しているため、再度、新たなものも含め確認作業中。空き家は本来、個人の財産であり、所有者自身が所有者の責任において適切に管理することが前提だが、今後が増えることが考えられ、河内町空家等対策協議会で協議し、河内町空家等対策計画をもとに適切に対応していく。

平成28年3月策定の河内町総合戦略、平成29年3月策定の第五次河内町総合計画の中でも若者世帯の定住促進を柱とした里帰り定住への助成制度を重要推進項目の一つとして掲げ、施策の推進に努めている。ハード事業として、子育て世帯を対象とした町営住宅の建設や教育環境の充実に向けた小中学校の統合によるかわち学園の設立、認定こども園の統合に向け新設計画など、町内の子育て環境の充実化を進めている。ソフト事業として、第2子以上への子育て支援制度の次世代育成支援金制度、中学生及び妊産婦の通院時の医療費の自己負担の無償化などを制度化、今年9月からは義務教育児童及び認定こども園の園児の給食費も無償とした。これらの施策を制度化、継続していくことで、若者世帯の定住化につなげていきたい。

定住促進の施策の一つとして、各市町村で空き家の有効活用、解消につなげることを目的に空き家バンク制度が目ざされ、当課でも先行導入している市町村への視察を行い、制度概要について検討を進めてきた。

河内町総合戦略推進期間の終了に伴い、第2期河内町総合戦略の策定、人口ビジョンのデータの更新を行っているが、今後も人口減少が進むことが見込まれることから、空き家バンク事業と並行し、より定住化に的を絞った施策を検討している。

議員 倒壊のおそれ、衛生上の影響等のある建物の早期撤去を図るため、解体工事に対し助成制度を考えてほしい。

都市整備課長

現在、特定空家解体に伴う補助金はない。茨城県内で特定空家等解体に伴う補助金を交付している市町村は、平成31年4月1日現在、44市町村中4団体、補助率2分の1から3分の1、補助額30万円から50万円。解体撤去費用は本来所有者が負担すべきだが、解体後の土地の管理等の問題も出てくると思われる、様々な条件整備の必要があると考えられ、町長初め関係各課と調整していく。

議員 当町に移住される方だけでなく、現在住んでいる方も対象にできないか。町に戻ってくる方のために、家のリフォームや増築する方が定住促進奨励金を使えるように町独自の対策を取り入れてほしい。



企画財政課長

空き家バンクを既に導入している市町村で、空き家バンクへの登録がある物件が売買または賃貸借契約が成立した際に誓約奨励金やリフォーム費用を対象とした助成制度を取り入れることで空き家バンクの活用促進を図っており、同様の助成制度の効果を踏まえ検討していきたい。当町に移住される方だけでなく現時点で町に住んでいる方も含め、これからも長く河内町に居住していただけるような新たな事業の導入を、財源の確保も踏まえて協議を進めていく。

町長

町から空き家を解体する費用を出す場合、町民誰もが納得できるように、法的も含めてしっかり検討しなくてはならない。

定住促進については、現在、高齢者の配食サービスを月12回に増やすことや買い物難民の方など向けに小さい移動スーパーがいろいろな物を積んで各地域を回るように進めている。若い世代の人になるべく負担をかけない形で子育てができる施策も

指示している。今住んでいる人が安心して住める環境をつくるのが定住促進にもつながり、いろいろな問題を組み合わせ、総合的に施策を同時に進めていかないとならない。なるべくスピーディーにできることはやっていく。



緊急通報システムについて

議員 緊急通報システムの現在の利用状況を伺いたい。携帯電話で利用できる緊急通報システム、赤外線で高齢者の見守りをできるシステムもあるが、広域の関係もあり難しいと思うがどうか。

福祉課長

平成18年から導入している河内町緊急通報システムは、稲敷広域消防本部、N T Tと連携し、対象者宅に通報機器を設置し、ボタン一つで稲

敷消防通信指令室に発報するシステム。利用は町に居住するおおよね65歳以上の独居老人、身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者に限ると条件づけている。

現在の利用状況は45名。通報機器1台に対する経費は、本体価格及び設置費用約8万円、2年に一度のメンテナンスス約1万円を要する。そのほか緊急通報センター運営負担金として、稲敷広域消防本部に年額9万円支出。利用者負担は通話料金及び電気料金のみ。令和元年度の発報件数は、救急8件、火災ゼロ件、誤報等100件。類似するサービスとして、令和元年度より運用している聴覚機能や言語機能に障害があり、音声による緊急通話が困難である方がスマートフォン、携帯電話のインターネット機能を利用し、稲敷広域消防本部に通報できるNET 119緊急通報サービスもある。現在のこのサービス利用者は2名。

携帯電話による緊急通報システムは、現在のシステムでは対応しておらず、今後、稲敷広域を組織する7市町村での需要や意見などを考慮し、検討していく。



小更 雅之
議員

かわち学園での教育状況について

議員 コロナの影響により学習面での遅れはないか、現在の教育の状況について伺いたい。

教育長

6月8日から通常登校を再開し、授業時数等の確保のため、夏休みは2週間に短縮、県民の日も授業日とした。児童生徒、教職員にも過重な生活を強いてきたが、保護者の協力もあり、3月からの学習の遅れは11月で取り戻すことができた。特に9年生は7月から7時間授業になり、9年生を担当する教職員の負担は大きかったと思うが、生徒のために努力していただいた教職員の皆さんの勤務ぶりはねがいに値すると思っ

ている。今月からは余裕を持った学



習活動展開ができ、さらに定着させるための学校生活に期待している。

議員 学園に携わる方々の負担も多と思うが、感染予防対策を伺いたい。

教育長

感染予防対策として、児童生徒への毎朝の検温、マスクの着用、手洗い、うがいの励行、アルコール消毒液の利用、ソーシャルディスタンス確保、換気の徹底を啓発、徹底してきました。保護者には家庭内での衛生環境の維持と予防対策の励行をお願いしてきました。特にマスクは議員の皆様を中心に多くの方から寄贈いただき、学校生活の安全も確保され、感謝している。

学校では、日々500人からの児童生徒、教職員、調理員等々が生活しており、安全な生活環境を維持することは大変だが、5月19日から分散登校を開始し、衛生環境維持のために、児童生徒の机や椅子、昇降口、トイレ等をアルコール消毒液で教職員が手拭きで実施していたが、6月下旬から消毒液を電動スプレーで噴

霧する機械を導入。また、スクールサポーターが派遣されたことで、先生方の過重労働も少し軽減され、児童生徒の安全も確保されている。

現在、非接触型の体温計を、全てのクラスに1台ずつ設置。校舎が新しく、空調設備が完備されており、特に前期課程の教室は全部オープンになり、広い廊下があり換気が十分にできることは利点。冬季は暖房を使用しているが、廊下側を開ける、授業の合間に外側の窓を少し開ける等で換気を確保しながら、コロナ対策、インフルエンザ対策をしていく。スクールバスは10台運行しているが、二つの業者には消毒の徹底を依頼しており、これまで児童生徒、教職員、感染者ゼロである。これからも対策を維持強化していく。



議員 学校行事が形を変えながら行われたかと思うが、子供たちに対するケアの対応はどうしているか。

教育長

学校行事、特に校外での行事は全て指示を出し中止にした。9年生の修学旅行だけは11月上旬の県内の感染状況が下火になっていった頃に、土浦、阿見方面に1日研修という形で実施。これも無事、元気に戻り、9年生にとってはいい思い出づくりができたと感じている。

校内の行事は、体育祭は三つのブロックに分けて実施、合唱祭も後期の3学年だけ、保護者等の参観はなしで実施。数年前から地域の方々の支援、協力で実施してきた学校農園での活動は例年どおり展開し、子供たちが生き生きと農園の中で種をまいたり、植えたり、収穫をしたりと喜ぶ姿が見えた。地域の皆さんの御協力に感謝申し上げ、今後ともこの行事は実施していきたいと考えている。

学校給食も、町では自校給食で調理員たちの協力もあり、それまでと

同じ内容で充実した給食が提供できている。子供たちの健康を維持するためにも大事なことであり、本当に施設設備が新しく、職員の方たちの思いも強かったことに感謝を申し上げます。

このような未曾有な社会状況の中で、児童生徒はお互いの健康を気遣い、教職員はこれまで以上に子供に寄り添いながら生活している。長期戦になっているが、これから一日も早く子供たちが笑顔で学校生活が開けるようになることを祈るばかりである。

議員 これからの学校教育について思うこと、教育に願うことなど伺いたい。

教育長

かわち学園が義務教育学校としてスタートして3年目、たくさんの方の御支援、御協力をいただいて今日がある。これからのかわち学園の教育で目指すものは、地域ニーズに根差した教育。ICT、IGAスクール構想等も予算化し、校務支援システムも導入されるが、先生方の働き



方改革を主としたものではなく、全て子供のためにあるものと考えている。今後、かわち学園では地域に根差した教育をしていただきたい。「かわち学」の出版もそのためであり、学校農園の運営経営も地域の人々の協力がなければできないこと。いち早くコミュニティスクール、学校運営協議会も立ち上げ今年で3年目だが、これも地域の方のメンバーで学校を支援する応援団の集まりですばらしいこと。地域の方の応援をただいて学校は成り立つもので、私が一番望むことは、やはり地域に根差した学校をどうするか、皆さんの応援をどう取りつけるかが大事なことで、とだと思っている。今後とも、皆で、かわち学園を支援、または苦言を呈されても注文されても構わないので、ぜひ学校をさらにさらに育てていっていただければありがたい。



佐川 洋司
議員

広域避難を余儀なくされる場合の広域避難所について

議員 防災ガイドブックに記載の広域避難所には防災無線等で開設計報を確認の上避難することになっているが、指定の避難所には飲料水や毛布など収容人数分の用意がされているのか。

危機管理監

町は、災害対応に備えて飲料水やライスクッキー等の非常食、毛布等の災害備品を備蓄、福祉センター、中央公民館、つつみ会館の防災倉庫や旧JA河内支所に配備。防災ブックに記載の稲敷市、阿見町、美浦村の広域避難所の飲料水や非常食等の災害備品の配備は、広域避難所の開

設に当たり、町から必要な災害備品を搬送することを予定しているが、災害状況に応じて、災害時相互応援に関する協定による支援として避難先市町村に対し食料や飲料水、生活必需品等の提供を依頼することも想定しており、人数分に対しては十分な量が確保できる。

防災ガイドブックでは、災害に備える自助の一環として、避難の際に持ち出すための非常時持ち出し品や災害発生から数日間、自給自足で過ごすために必要な飲料水や食料等の備蓄品について、具体的な物品の例を示しているので参考にしてほしい。

議員 現状で新型コロナウイルス感染症予防に対応した収容人数の把握はできているのか。

危機管理監

避難所でのコロナ対応として、ダンボールベッド、ダンボール間仕切り、テント、簡易トイレ等を購入し、職員向け講習会を実施。通常の避難所のレイアウト、熱等のある避難者

のレイアウト等や換気方法及び動線などを講習し、資機材の組み立て等も併せて訓練をした。従来の避難所からコロナ禍の現時点での対応について、国からの示された基準に基づき見直しを行っている。

議員 開設情報は、警戒レベルのどの段階で確実に出されるのか。

危機管理監

利根川等の洪水のおそれがある場合、気象情報や避難情報の種類に応じた住民が取るべき行動は防災ガイドブックや洪水ハザードマップ等に掲載。町が防災無線で発令する避難情報は、避難準備情報、避難勧告、避難指示がある。これらの避難情報は、町が河川の水位や気象情報等を総合的に判断して発令するが、利根川の場合、利根町の押付水位観測所の水位を避難基準水位としている。避難基準水位は国より適宜見直しが行われているが、町としては空振りをおそれることなく早めの避難を行う予定で、日没前の明るい時間帯に避難情報を防災無線で周知する考えであ



る。また、各家族でマイ・タイムラインを作成し、有事の際に自主的に難を逃れるすべをつくっておくことが大切である。



地震の場合の避難について

議員 防災ガイドブックでは避難場所や避難方法について記載がないが、どのような対策を講じているのか。

危機管理監

町が本年度作成した防災ガイドブック及び洪水ハザードマップは、町の災害対応において大きな課題である利根川の洪水から身を守ることに主眼内容。大地震は地震と洪水、地震と火災というような複合型の災

害であり、考え方は地震対策はもとより火災対策、応急手当、町内の避難所等、全体を把握しておく必要がある。

議員 地震の場合の避難経路、火災などに備えた危機管理、危険予知として、どのようなことを予想されているのか。

危機管理監

地震時の住民避難は各自が行うように計画。安否確認等は民生委員や消防団が行うが、搬送は近所で助け合う自助、共助が重要であり、自主防災組織の組織づくりが必要不可欠。各自治会がリーダーをつくり、議員が積極的に後押し、手本を示すことで地域の自助力が生まれ、共助に発展していくと思う。今後も依頼があれば住民説明会を行い、住民の生命を守るために、地元の災害減災に邁進していく。

町長

地震は突然起きるものであり、基本的には弱者を町で把握しお手伝い

することは考えているが、一般の方の避難については自分の身は自分で守る、隣近所で協力し合う以外になり。その後、今度は消防、自衛隊等が駆けつけてくることなので、瞬間的に起きたものについては我々も同じく、自分の身は自分で守るしかない。そのため、自主防災組織が大事であり、地元の区長には自主防災組織をつくってほしい。議員の方からも地域の区長に働きかけをして、自主防災組織をつくっていただきたい。利根川の水が増水した時に地震が起きることが一番心配であるため、国に利根川の堤防の強化、国土強靱化も含めて要望する段取りをしている。我々でできることはするが、地域の住民の方も、避難準備が出たら避難しようとする自主防災組織の中で話し合ってもらい、一緒になって進めていきたい。



学校給食について

議員 食の安全性は健康に直結する問題であり、どのような取り組みをしているのか。

教育委員会事務局長

安全安心な学校給食を提供するための町の取り組みとして、文部科学省が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に準拠した実施体制並びに衛生管理を行っている。

調理段階での安全として、調理施設はドライシステムを採用し、汚染区域と非汚染区域を明確に分けている。学校薬剤師や保健所の指導のもと、食中毒対策として衛生管理の徹底を図り、調理員への衛生講習や食材及び施設内の衛生状態を確認するため、衛生検査を定期的に行っている。

食材の安全として、給食に使用する食材は食育としての地産地消の観点から、米、野菜、加工品など可能な限り町内で生産されたものを使



用。地元生産者から直接納入していただいた作物や学校農園で収穫した作物は、毎年使用する前に放射能検査を行い、放射性物質が検出されないことを確認してから使用。加工品の原材料は一部中華の調味料を除き中国産と遺伝子組換え作物は使用していない。使用する食材の選定に当たり、原材料配合表を確認した上で可能な限り食品添加物の含まれていないものを選んでいく。

町のアレルギーへの対応方針は、アレルギーにより食べられない食材がある児童生徒がいる場合は、その食材自体を使用しない対応を取っている。例えば、卵アレルギーのお子さんがいれば、加工品のつなぎとしての使用を含め卵は提供しないことで、誤食を防ぎ、皆が同じものを食べられるという点で有効な取り組みと考えている。



高橋 稔
議員

環境改善対策について

議員 茨城県近隣市町及び団体による特定外来生物除去の連絡協議会において、現状をどのように認識し、改善策に対する議論はどの程度行われているのか。

都市整備課長

新利根川の特定外来植物のミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ等は、これまでボランティアや茨城県による除去作業を行っているが、繁殖力が強く年々繁茂している。茨城県自然環境課主催で新利根川を直接管理している竜ヶ崎工事事務所において、茨城県、龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、豊田新利根土地改良区、新利根川土地改良区、河内町による新利

根川流域ミズヒマワリ等除去にかかる連絡協議会が開催され、お互いの状況を報告している。茨城県では予算の範囲で除草作業を行い、利根町は一部対象地区の区長及び職員が除草作業を行っている。龍ヶ崎市、稲敷市、両土地改良区は、当該河川の確認作業のみとのこと。

当町では、ボランティア組織の新利根川を守る会かわせみクラブが河川の清掃、特定外来植物の除草を、町の職員も一緒に参加している状況について報告。それぞれの団体で特定外来植物除去については温度差があり対応が違い、協議会としてまとまった対応が難しい。



議員 この際、町が先駆者として、水草の草取り、集草、ヘドロ上げ等の作業が可能なクローラー式水陸両用水草刈り船浮き丸を町で購入し、ボランティア団体とのタイアップで運用してはどうか。

町長

私もボランティアに参加して何回か作業をしたが、とにかく大変な作業であった。県による除去作業後も、あつという間に両側から勢いが増し、そこにごみがつまる悪循環が起こってしまった。町は農地の道路を中心に非常にきれいになって見違えるようになったが、新利根川を見るように本当はがっかりする。何とかしなくてはならないと強く思うが、ボランティアで対応できるものを超えてしまっており、やはり行政が関わり一歩踏み出すことが必要ではないかと感じている。

基本的には河川管理は県だが、県がやらないのであれば、町として何かの対策は考えなくてはいけない。新利根川の守る会、監視員のようなものを創設し、広報に載せ、ごみを



捨てさせない、河川で物を燃やさない対策もやっていかないとならないのではないか。新利根川をきれいにすることが我々地元の人にとっては本当に大事である。その対策を進めていくためにも、浮き丸を購入する方法を考え、ボランティア団体に運用してもらいながら、資金的な部分も含めて早急に地元の県会議員も含めて働きかけをしていきたい。



諸岡 周示
議員

て 農業振興対策について

議員 農業者所得を向上するため、どのような取り組みをしなければいけないのか。JA、集荷業者、農業法人、認定農家など危機感を持って共有し、一体で取り組みまなければならないと思うが。

経済課長

国で示された基本指針の中で需要に見合った令和3年産の主食用米等の生産量は693万トンの見通しとなり、需給の均衡を図るためには前年産比で30万トン以上の減産が必要とされている。さらに主食用米の需要量は毎年約10万トンのペースで減少し、これに加えて新型コロナウイルス感染症による外食、中食需要が

大きく減少していることから、在庫量は今年産よりも増加することが見込まれ、令和2年産米の価格の下落以上に令和3年産の米の価格が下落する可能性が高い。

このような中、国では様々な米の需給安定に向けた対応策や需要拡大の支援を含め様々な対応策が検討されている。

これまで、町でも需要に応じた主食用米の生産の推進に取り組んだ結果、令和2年産の戦略作物の作付面積では、飼料用米は前年産比6ヘクタール増、輸出用米は18ヘクタール増、備蓄米は3ヘクタール増と転作面積は拡大しており、一方で主食用米は前年比3ヘクタール減と、少しずつ主食用米の生産が抑制され転作面積が拡大していることから、一定の成果が得られたのではないかと考えている。

これらの取り組みを引き続き推進するため、先月、稲敷市との合同で認定方針作成者である集荷業者、県の食糧集荷協同組合などの参加により、令和3年産の米をめぐる状況や今年産の販売状況を国や県の説明を

受けながら意見交換し課題の共有を図っている。今後、行政、JA、出荷業者、担い手や実需者などの産地が主体となって取り組み、国や県、関係機関とともに連携して、米の需給安定に向けた推進体制の構築に努めていく。

議員 営農計画書の率が上げれば助成金の確保も必要になり、農地集積を推進し拡大されることで団地化や組織化がされ、もっとスマート農業が進み、農業生産者のコストの削減にもつながるのではないかと。

経済課長

令和2年度の経営所得安定対策等実施要綱に基づく水田台帳等に記載されている農業者数1,529名、このうち営農計画書を提出した農業者641名、提出率約41.9%。前年度との比較では、今年度3.4ポイント増。主な要因として、離農等による農業者数の減少、返信用封筒を活用した返送手続の勧奨などにより提出率の向上が見られたと考えら



れる。

町としても、水田活用の直接支払交付金の助成対象者に町単独の転作奨励金を助成し、主食用米と同等の単価水準となるように生産者の所得確保に努めてきた。これらを踏まえ、今後も国の施策である経営所得安定対策等の実効を補完し、近隣市町村との均衡を図りながら、これまで以上に米の需給安定への対応の強化とより効果的な支援に努めていく。

農地集積の状況は、令和2年4月現在で町の集積面積1,189ヘクタール、集積率42・25%。地域農業の中心的な役割を担う担い手への農地集積、集約化は、農業の生産性の向上や高収益作物への転換など、効果的かつ安定的な営農を展開する上で不可欠な施策と考える。これまでに以上を集積、集約化を加速させるため、町では人・農地プランの実質化を進め、将来的な農地利用を地域の話し合いをもとに策定し、農地の出先の明確化と地域の担い手が効率的な耕作が行えるよう集約化を図りながら、経営規模の拡大と生産コストの低減に取り組む意欲ある担い手

の支援に向けて取り組んでいく。

経営規模の拡大にも対応したスマート農業を実現するため、自動運転田植機、食味収量コンバインなどICT等の先端技術の導入や栽培管理支援システムによる作業体系の効率化など、ハード、ソフトの両面から農研機構や農業改良普及センター、農地中間管理機構とともに各関係機関が連携して、引き続き担い手の育成支援にも努めていく。

議員 大規模の人たちはいろいろな営農計画書を出してまじめにやって補助金をいただいているが、小規模の人はあまり提出されず、集積も進めてほしいが、町の考えはどうか。

町長

農業者所得を上げるには、打つべき手は全て打つことがまず基本。どのように所得を上げるかは、集約化して経費を削減しても限界があり、今ある農地から反当たりの収益をどう上げるかも併せて考えなくてはならない。新たな田んぼでできる作物

も視野に入れ、もう一つの柱として、水田に合った、連作障害のない作物を育てていく必要があるのではないかと。町にとって農家の所得を安定的に上げるには、面積は決まっているので、やはり反当たりの収益を上げ確立していかなければならないと思っている。

東京でも飲食店が大分潰れ、人も外に出なくなったことでお米の需要が減り、今年はレンコンも値崩れしているという状況にあり、非常に農業を取り巻く環境はコロナ禍で以前にも増して厳しいが、将来を見越した戦略を立てていく必要があると強く感じ、専門の方と相談をしながら、もう一つの柱を育てていくことも町として応援していきたい。



行財政改革について

議員 行財政改革大綱の事務改善はどの辺まで進んでいるのか。専門的な人を課に置くなど、少し改善したらどうか。

総務課長

平成8年度に第一次行政改革大綱を策定して以来、組織改革や事務事業の見直し、定員の適正化等の行政改革に努め、自立的、持続的な財政基盤の確立と時代に即応した組織体制と人材の育成を二つの基本方針としている。自立的、持続的な財政基盤の確立では、補助金の整理、合理化、税金等の収納率向上、業務委託等の見直しについて、特に重点的に推進する事項としている。時代に即応した組織体制と人材の育成では、事務事業の再編や整理、廃止統合、定員適正化の推進、職員の能力開発の推進等を重点推進項目としている。

行政改革の取り組みを、毎年、町



のホームページ及び「広報かわち」で主な取り組み状況等をお知らせしており、「広報かわち」8月号では、住民票、印鑑証明書、税務関係証明書の休日受け取りの実施やコンビニエンスストアによる町税等の納付、職員数の適正化、収納率向上対策の推進等について掲載。

専門職の任用等については、保健師や保育士等専門的な資格を有した専門職の職員採用や人材育成等は、採用計画及び職員研修実施計画等の作成を行い、町長等と相談の上、計画的な任用や育成に努めてきた。令和2年度に防災分野に専門的な知見を有した職員を防災担当の危機管理監として任用し、防災分野の体制強化等を図り、都市整備課では専門的な資格を有した方に、内部での土木設計書等の確認作業を可能とするための業務委託等も行っている。今後にも必要に応じ、専門性の高い分野の専門的な知見を有した職員の任用や業務委託等の推進を町長等と相談し、財政負担等も考慮した上で適正に対応していく。

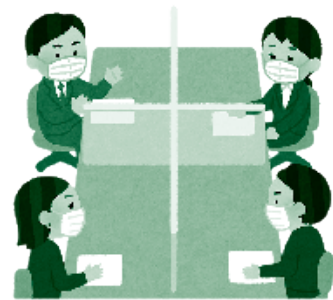
都市整備課長

現在、町民より町道の不具合連絡等を受けた場合、現場確認の上、都市整備課職員でも補修が可能な場合、職員が現場に向かい対応している。今後、事務の効率化を図る上でも、道路補修作業は業者にまともて発注、または作業ができる有資格者を募集し、補修作業委託など、町長、副町長及び関係各課と相談しながら予算への計上について考えていきたい。

企画財政課長

行政改革の推進による事務事業の見直しをもとに歳出の抑制を行うとともに、将来的に必要とされる見込みのある経費にも対応できるように基金等の積み立てを行うなど、財源の確保にも努めている。現在令和3年度の予算を編成しているが、過年度の決算状況と照らし合わせ予算編成時から経常経費の抑制に努め、住民サービスの低下を招くことのないよう事業の必要性、緊急性を視野に入れて予算の算定を行っている。質問にあった必要とされる経費は、担当

課の意向及び事業内容の効果等を検証した上で、予算の調整に当たっていききたい。



議員 今年度の職員研修実施計画はどのようなものか。出向、人事交流の計画はできないものか。

総務課長

年度ごとに職員研修の実施計画を作成し、計画的な研修の実施に努めているが、限られた職員で効率的な行政運営を行うためには、職員一人一人がそれぞれの職責に応じて主体的に業務に取り組み、個人はもとより組織における業務改善の手法を職員研修等を通じて習得することが必要であると考えている。

今年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から、市町村職員が集

団で研修を受けることが一時的に困難な状況となったが、インターネットを活用したオンラインでの職員研修や各種会議等の実施が本格的に導入されつつあり、本年度町が計画した実務研修において外部講師がオンラインで講義を行い、町職員が役場会議室等で研修を受けるといった新しい方法での職員研修を実施した。今後、オンラインでの研修等、新しい方法での職員研修の本格的な導入で、これまで地理的な条件等の制約により参加が困難であった研修等にも積極的な参加が可能となるのではないかと期待している。

職員の人材育成を推進するため、新規採用職員から係長、課長補佐、課長等の階層別研修等を計画的に行っているが、職員の研修履歴は職員ごとに管理されており、人事や人材育成等の基礎的な資料として活用している。今後も、適切な職員研修実施計画を作成し、計画的な職員研修等の実施により、職員の能力向上に努めていく。

外部機関への町職員の派遣等は、令和2年度から2年間の茨城租税債



権管理機構へ職員1名、令和3年度から3年間の茨城県後期高齢者医療広域連合へ職員1名の派遣を予定している。外部機関等への派遣により、習得した専門的な知識や経験等は、今後の町の業務で活用されることを期待している。職員数が限られており、現在予定されている以外の外部機関等への職員派遣や人事交流等の具体的な計画はなく、今後の検討課題とする。

町長

人的な制約の中で研修を行っていることについて、一方通行で行くだけでなく、相互に交流できる場所を探したい。



山本 豊
議員

消耗品及び備品等の区分と管理について

議員 種類によって違いがあるとは思いますが、金額、使用年度等の区分、寄附等があった物品についての取り扱いについて伺いたい。

企画財政課長

消耗品、備品の分類は、財務規則に定められている物品の分類の規定に基づく物品分類基準表の区分による分類。この物品分類基準表は、大分類として備品、消耗品、原材料、生産品、動物、不用品の六つに仕分けし、それぞれの性質や使用目的ごとに区分されており、消耗品とは短期間の使用によって消費される性質、比較的短期間の使用により消費され再度の使用ができないものである。

り、備品とは性質、形状を変えることなく比較的長時間にわたり使用、保存することができるもの。

議員 消耗品及び備品等の管理、処分等はどのように行っているのか。

企画財政課長

消耗品は事務用品等の購入段階から、原則として総務課で在庫を管理し、予算も一括計上した上で購入し、使用する際、同担当職員の承認確認を行った上で使用している。財務規則の規定では、物品の出納管理は会計管理者が行うものと定められているが、職員管理を所轄する総務課で購入から使用承認まで一括管理することで、経費の削減にもつなげている。

備品は町財務規則の規定に基づき、その所管に属する備品ごとに物品分類基準表に準じ、使用する課名、品名、規格、数量、購入価格及び購入年月日等を記載した備品台帳を整備した上で管理。この備品台帳は、掲載している備品の内容に変更が生

じた際、所管課において随時更新している。備品を使用していくに当たり、修繕を行ったとしても、その後の使用に耐えられなくなった物、修繕をすることが不利と認められる場合は、町長の承認のもと処分の手続をすることとなっている。備品等の処分は備品台帳から抹消した上で廃棄処分し、売り払いが可能なものは売却処分することもできる。備品の管理は各課で整理した台帳を企画財政課において総括し、消耗品や備品の購入に当たり、公金の支出を伴うものであるため、管理の徹底に努めていきたい。





議会を傍聴して みませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和2年11月から令和3年1月

*** 11月 ***	
5日	稲敷地方広域市町村圏事務組合議会定例会
16日	龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会
17日	議会運営委員会
20日	県町村創立100周年記念式典 直販センター再編検討委員会
24日	例月出納検査
26日	第4回定例会開会
29日	航空機事故対応訓練

*** 12月 ***	
3日	第4回定例会閉会
11日	介護保険運営協議会
18日	下水道事業運営審議会
19日	運動広場施設テニスコート完成記念式典
25日	例月出納検査

*** 1月 ***	
14日	県南町村会負担金審議委員会
21日	第1回臨時会 広報委員会
26日	町村会・議長会合同定例会
27日	例月出納検査
28日	直販センター再編検討委員会

※ほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、公務が中止、延期もしくは開催規模が縮小されました。

